

## 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

### 【原則 1-1 株主の権利の確保】

当社は、株主の権利行使のために必要な情報を適時・的確に提供するとともに、議決権行使の環境整備に努め、実質株主を含む外国人株主、その他少数株主など様々な株主の権利や平等性の確保に配慮いたします。

### 【原則 1-2 株主総会における権利行使】

当社は、株主がその権利を適切に行使することができるよう、株主に向けた分かりやすい情報の内容、その提供方法について適切に配慮するとともに、株主総会において、十分な説明と質疑応答を尽くし、株主との信頼関係の醸成に努めます。

また、株主が総会議案の十分な検討時間を確保できるよう、招集通知の早期発送に努めるとともに、招集通知発送前に当社ウェブサイトなどへその内容を掲示するなど、電子的手段による公表を行います。当社は、より多くの株主が株主総会へ出席することにより、株主との建設的な対話を実現するため、株主総会の開催日などを適切に設定いたします。

### 【原則 1-3 資本政策の基本的な方針】

当社は、当業界を取り巻く環境が変化していることや、大型の次世代システム開発が順調に進んでいることから、新たな経営指標も含んだ、新中期経営計画の策定を進めております。

翌期事業計画の公表時に開示をすべく、取組んでおります。

株主還元方針としましては、企業価値の増大をはかりながら、株主の皆さまに利益還元をはかることを経営の最重要課題と考え、事業環境や収益の状況、配当性向などを総合的に勘案し、安定配当を行うことを基本方針としております。

また、当社株式の投資魅力を高め、多くの方々に中長期的に保有していただくことを目的として、毎年9月末日時点の株主名簿に記載・記録された株主さまを対象として株主優待制度を導入いたしました。

### 【原則 1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、相手企業との関係・提携強化を目的として、純投資以外のグループ戦略上重要な目的を併せ持つ株式を政策保有株式として保有しております。政策株式の取得及び保有については中長期的な経済合理性や将来の見通しなどを検証の上、取締役会で慎重に検討し決定いたします。

政策保有株式に係る議決権の行使については、議案が当該株式の価値向上に資するか否かを判断のうえ、営業取引上の取引関係と株式保有によるリターンを勘案して判断いたします。

### 【原則 1-5 いわゆる買収防衛策】

当社は、いわゆる買収防衛策を定常的に準備することを方針とはいたしません。

取締役会は、大量株式取得を企図する買収者が現れた場合には、当該買収者が掲げる買収の目的、買収後の経営計画その他あらゆる情報を精査するとともに、取締役会としての考え方を株主に十分かつ明確に説明し、適正な情報の開示と株主権の行使機会の確保に配慮しつつ、適切な対応を行います。

取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さない公開買い付けなど、中長期的な視点を欠いた大量株式取得行為については、株主の利益を考慮しつつ、適切な対応を行います。

#### 【原則 1-6 株主の利益を害する可能性のある資本政策】

当社は、取締役会・監査役が株主に対する受託者責任を全うする観点から、支配権の変動や、大規模な希釈化が生じる増資その他の施策を行う場合には、その必要性和合理性について十分検討し、株主に対し十分な説明を行うとともに、株主の権利行使の機会確保に配慮いたします。

#### 【原則 1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役との間で法令に定める競業取引及び利益相反取引を行うに当たっては、必ず取締役会による承認を得ることとし、また、取締役は、自らに利益相反に係る問題が生じる場合には、速やかに取締役会に報告し、取締役会の承認を得なければならないものとします。

当該取引を実施した場合には、法令の定めるところにより、その重要な事実を適切に開示いたします。監査役や主要株主との取引についても、重要な取引については、取締役会において当該取引の妥当性、適正性の判断を行います。当社関係者による当社株式などの内部者取引を未然に防止するため、当社重要事実管理ならびに役職員などによる当社株式の売買などに関して遵守すべき事項を定め、厳格な運用を行います。

#### 【原則 2-1 中長期的な企業価値上の基礎となる経営理念】

当社は、創新（イノベーション）による新しい価値づくりを通じ、これからも一貫して持続的な成長を果たしていきます。

- ・企業は成長するのが健全です。ダイコク電機は持続的な成長をめざします。
- ・個人の能力と組織の力とのシナジーで絶えず新しい価値の創造をはかります。

▼当社ホームページ

<http://www.daikoku.co.jp/corporate/vision/index.html>

「経営理念」をご参照ください。

#### 【原則 2-2 会社の行動基準の策定・実践】

当社は、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置し、当該委員会主導のもと、行動憲章及び行動指針を定め、様々なステークホルダーとの適切な関係をはかりつつ、円滑な事業活動を推進するための価値基準を明示するとともに、より具体的な行動・判断の目安となるガイドラインの策定や、従業員全員が参加して、コンプライアンス・リスクマネジメントにかかわる様々なテーマについて議論する「CPRサロン」の定期的な実施により、コンプライアンスに関する企業文化・風土の醸成、定着をはかっております。

また、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会を原則、四半期に1回開催し、コンプライアンス・リスクマネジメントに関わる施策の実施状況や内部通報の状況のモニタリングを行うことにより、企業文化・風土としての定着度を検証するとともに、以後の改善を検討する運用を行っております。

### 【原則 2-3 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】

当社は、新規パチンコファン獲得に向けて、パチンコ業界の現状を正しく認識して頂くことで偏見の払拭に向けての活動や、将来に向けて遊技台の最適な遊技性把握による新規ファン獲得を目指した、ビッグデータ分析の研究に取り組んでおります。

### 【原則 2-4 女性の活用を含む社内の多様性の確保】

当社は、女性活躍推進に向け、マイライフ勤務制度や子育て支援制度を採用しており、女性がライフイベントを乗り越えて働き続けられる制度の充実をはかっております。

### 【原則 2-5 内部通報】

当社は、経営陣から独立した内部通報のための窓口として、社外通報窓口を設置し、当社と利害関係のない弁護士に窓口対応を委託しております。

また、内部統制の一環として、グループ企業をも含めた全ての役員、従業員が、監査役に直接情報提供ができる体制も整備しております。

なお、内部通報に関する規程には、通報者を保護する規定が定められております。

### 【原則 3-1 情報開示の充実】

当社は、国内外の株主・投資家をはじめとする全てのステークホルダーとの長期的な信頼関係を構築するため、情報開示については、投資判断に必要と判断する情報についてそれが法的義務を伴うものであるか否かを問わず、迅速に正確かつ公正公平に伝達することを情報開示の基本方針とし、合理的な範囲において英語での情報開示を行います。

会社の意思決定の透明性・公正性の確保とコーポレート・ガバナンスの実効性の確保のために、以下に掲げる事項の開示、公表が重要であることを認識し、主体的な開示、公表を行います。

- (1) 経営理念、経営戦略、経営計画
- (2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方
- (3) 経営陣幹部と取締役の報酬決定に関する際の実務の方針と手続
- (4) 経営陣幹部の選任と取締役及び監査役候補者の指名を行う際の実務の方針 と手続
- (5) 経営陣幹部の選任と取締役及び監査役候補者の指名を行う際の、個々の選任・指名についての取締役会の説明

### 【原則 3-2 外部会計監査人】

監査役会は、外部会計監査人の選定及び評価に際し、監査人の監査方針及び監査計画の内容が、当社の事業体並びに業種の特異性などを理解した上で適正な監査が遂行できるかを選定基準の一つとし、監査時における手法及び指摘事項などの内容から監査人の知識レベルなどの確認を行っております。

また、監査役会では外部監査人との意見交換などを原則年4回行い、情報共有に努めております。

なお、外部会計監査人が法の規定による欠格事由に該当する場合や職務上の義務違反、又はその職務を怠った場合など、当社において不利益が発生する事象が発生した場合は、解任に関する検討を行うこととしております。

当社は、外部会計監査人が適正な監査を行うための協力や情報伝達については、監査室及び経理部が仲介、整理を行うことにより、適正な対応を行う体制となっております。また重要な指摘事項などが発生した場合は取締役会などへ報告及び改善方法の検討などを行っております。

#### 【補充原則 4-1-1 取締役会の役割・責務（1）】

当社は、経営戦略・経営計画など、業務執行上の重要課題を取締役会にて審議決定しており、会社経営に関する全般的あるいは重要な事項に関しては常務会にて決定しております。取締役会は、法令または定款で定められた事項に加え、取締役会規程に定めた経営に関わる重要事項の意思決定機関であるとともに、業務執行の監督を行う機関と位置づけており、個別の業務執行につきましては、職務権限規程及び各社内規程により、明確化しております。

#### 【補充原則 4-1-2 中期計画】

当社は、当業界を取り巻く環境が変化していることや、大型の次世代システム開発が順調に進んでいることから、新たな経営指標も含んだ、新中期経営計画の策定を進めております。

翌期事業計画の公表時に開示をすべく、取組んでおります。

#### 【補充原則 4-2-1 取締役会の役割・責務（2）】

取締役の報酬は、月額報酬と賞与により構成されます。

賞与は、業績連動型報酬とし、毎年の連結営業利益をベースに、配当、従業員の賞与水準、過去の支給実績及び中長期への取組みなどを総合的に勘案し、決定しております。

<手続き>

- ・取締役の月額報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額（月額 2000 万円）の範囲内において、代表取締役社長が予め定められた算定基準に基づき算定した額を取締役会に上程し、その決議をもって決定いたします。
- ・監査役の月額報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額（月額 300 万円）の範囲内において、監査役会の協議により決定いたします。
- ・取締役の賞与については、定時株主総会の決議により承認を受けた支払総額の範囲内において代表取締役社長が予め定められた算定基準に基づき算定した額を取締役会に上程し、その決議をもって決定いたします。
- ・監査役の賞与については、定時株主総会の決議により承認を受けた支払総額の範囲内において、監査役の協議により決定いたします。
- ・取締役の報酬については、独立社外取締役を含めた報酬の決定を目的とする委員会の設置を検討しております。

#### 【補充原則 4-3-1 取締役会の役割・責務（3）】

取締役会は、社外取締役を含む評価委員会を設置することを検討しております。

評価委員会では経営陣及び幹部の評価を行い、役職及びその担当する業務についての決定を行います。

#### 【補充原則 4-3-2 取締役会の役割・責務（3）】

取締役会は、コーポレートガバナンス（内部統制）の実効性やコンプライアンス体制の実情などについて、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会より年一回以上報告を受けるとともに、助言及び監督を行っております。

#### 【原則 4-4 監査役及び監査役会の役割・責務】

当社は、社外監査役3名と常勤監査役1名が連携をとり、原則月1回開催される取締役会の前に監査役会を開催し、情報共有に努めております。

更に社外取締役との会合を実施することで、連携を高めていきます。

#### 【原則 4-5 取締役・監査役などの受託者責任】

取締役及び監査役は、各々がその受託者責任を自覚し、その職務を果たすべく、様々なステークホルダーに配慮しつつ、会社及び株主共同の利益をはかるように考え、行動いたします。

▼当社ホームページ

[http://www.daikoku.co.jp/ir/ir\\_info/governance/index.html](http://www.daikoku.co.jp/ir/ir_info/governance/index.html)

「コーポレート・ガバナンス」－「企業統治体制の概要」をご参照ください。

#### 【原則 4-6 経営の監督と執行】

当社は、現在3名の独立役員を選任しております。

▼当社ホームページ

[http://www.daikoku.co.jp/ir/ir\\_info/governance/index.html](http://www.daikoku.co.jp/ir/ir_info/governance/index.html)

「コーポレート・ガバナンス」－「社外取締役及び社外監査役の状況」をご参照ください。

#### 【原則 4-7 独立社外取締役の役割・責務】

当社は、次に掲げる役割・責務を果たすことを期待して、独立社外取締役を積極的に活用いたします。

- (1) 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上をはかる、との観点からの助言を行うこと
- (2) 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
- (3) 会社と経営陣・支配株主などとの間の利益相反を監督すること
- (4) 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること

▼当社ホームページ

[http://www.daikoku.co.jp/ir/ir\\_info/governance/index.html](http://www.daikoku.co.jp/ir/ir_info/governance/index.html)

「コーポレート・ガバナンス」－「独立社外取締役の役割・責務」をご参照ください。

#### 【原則 4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、多様な視点での議論をはかるため、社外取締役及び社外監査役にて会合を開催し、取締役会の活動に関する課題や情報交換・認識共有を行います。また、独立社外取締役の意見に基づき、取締役会

の運営などに対して都度、改善に努めております。

**【原則 4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】**

当社は、会社法や株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たす独立社外取締役を選定しております。

**【原則 4-10 任意の仕組みの活用】**

当社は、現在、取締役の指名報酬に関して、代表取締役社長が原案を作成し、取締役会にて決議しておりますが、今後、独立社外役員を含めた、報酬の決定を目的とする委員会及び評価委員会の設置を検討しております。

**【補充原則 4-11-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】**

当社は、現在 10 名の取締役が就任しており、各事業の業務執行の管理監督、適切な意思決定への寄与など、課題に対する理解と対応力を重視し、各部門間をカバーするバランスを考慮し選任しております。また、社外取締役については、社内だけでは得られない多様な知識や経験と高い見識をもって、当社の企業経営に対し、独立した第三者の立場から監督することを期待して指名しております。

**【補充原則 4-11-2 業務の状況の開示】**

当社は、事業報告及び株主総会参考書類において、各取締役・監査役の重要な兼職の状況を記載しております。

**【補充原則 4-11-3 取締役会における自己評価】**

当社は、来年 5 月より毎年、全ての取締役にアンケートを実施し、取締役会において結果に基づいた会議体としての機能や性質などについて総合的に分析し、評価を行います。

**【原則 4-12 取締役会における審議の活性化】**

事務局は、事業年度の開始時に年間スケジュールを取締役及び監査役へ通知し、取締役及び監査役が出席機会を確保しやすいよう配慮しております。

社外を除く取締役及び監査役については、事前に開催される常務会や経営会議にて情報の共有や予備的な議論を行い、取締役会の審議案件のボリュームや開催頻度の適正性や、審議時間の確保などをはかっております。

また、社外取締役及び社外監査役に対しては、取締役会開催日の原則 10 日前までに、事務局より、議案に関する事項などを記載した招集通知を送付するほか、必要に応じ、又は、社外役員の要求に応じて、事務局や常勤監査役が、議案に関連する情報の提供を行っております。

**【補充原則 4-13-1 情報入手と支援体制】**

当社は、役員の問い合わせ窓口を経営企画室に配置しておりますが、役員による調査、問い合わせについては、特段の制限を設けることなく、また各部門もこれに全面的に協力いたします。

#### 【補充原則 4-13-2 情報入手と支援体制】

役員は必要に応じて、会社費用により外部の意見を聴取することができることとし、会社は役員による外部専門家の活用について特段の制限を設けることなく、また、特に不合理的な事由が無い限り、その費用も全て負担いたします。

▼当社ホームページ

[http://www.daikoku.co.jp/ir/ir\\_info/governance/index.html](http://www.daikoku.co.jp/ir/ir_info/governance/index.html)

「コーポレート・ガバナンス」をご参照下さい。

#### 【補充原則 4-13-3 情報入手と支援体制】

社外取締役、社外監査役との連絡調整は経営企画室が行います。

▼当社ホームページ

[http://www.daikoku.co.jp/ir/ir\\_info/governance/index.html](http://www.daikoku.co.jp/ir/ir_info/governance/index.html)

「コーポレート・ガバナンス」－「内部監査及び監査役監査の状況」をご参照ください。

#### 【原則 4-14 取締役・監査役のトレーニング】

当社は、取締役及び監査役がその役割・責務を適切に果たすために必要なトレーニング及び情報の提供として、新任時には、会社の事業内容、現状、課題や職務の遂行に必要な一般的な事項について説明を行い、その後は継続的に、法律、財務、コーポレート・ガバナンスなどに関する専門家による講義・研修などを行います。

また、取締役及び監査役より、トレーニングについて個別の要請がある場合には、その機会の提供、費用の負担などを行います。

#### 【原則 5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資する株主との建設的な対話を重要と考え、経営幹部を筆頭としたIRを基本活動とします。

IR活動を通じ、株主・投資家などに対し、経営戦略及び財務・業績状況などに関する情報を適時・適切に開示するとともに、株主・投資家との対話を充実させます。当社の経営戦略などを的確に理解していただけるように努めることで、株主・投資家などからの信頼と適切な評価を得ることを目指します。

また、IR活動を通じて収集した有用なご意見やご要望について、経営会議や取締役会にフィードバックし、企業価値向上に役立てます。当社は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備に努めます。

株主との対話におけるインサイダー情報の管理については、当社が定める内部情報管理規程に基づき、全ての株主に対して公正かつ平等に情報発信を行います。

#### 【原則 5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、中期経営計画を策定し、売上高、営業利益、自己資本当期純利益率（ROE）の目標値を、当社ホームページなどで開示するとともに、決算説明会などを通じ、目標達成に向けた具体的な施策を説明してまいります。

また、中期経営計画は、業績、将来の社会情勢及び経済情勢を踏まえ、随時見直しを行っており、変更が生じた際は、変更の背景や内容について、決算説明会などで説明をいたします。